

交野市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成29年4月

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「交野市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

- | | |
|--------------|----------------------|
| ・交野市教育委員会（※） | ・交野市都市整備部道路河川課（※） |
| ・交野市危機管理室 | ・国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所 |
| ・大阪府枚方土木事務所 | ・大阪府警交野警察署 |
- （※は事務局）

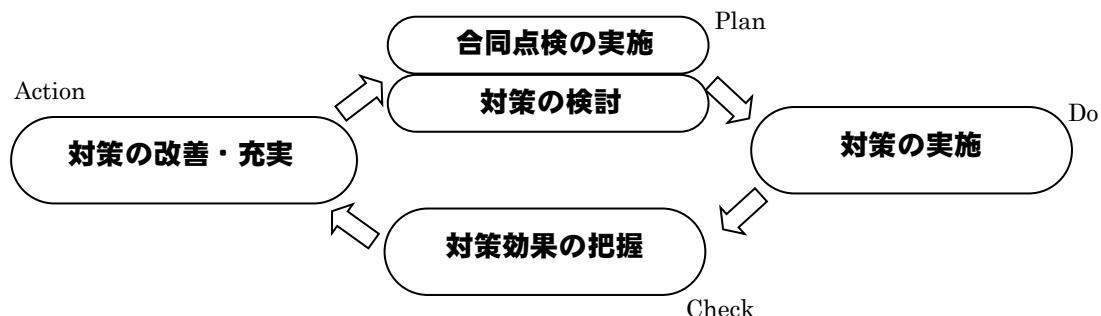
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を定期的に実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施方法等

- ・各小学校区における危険箇所について、小学校区単位で適宜教育委員会に報告を行います。
- ・報告に上げられた市内の通学路等における危険箇所を1年に1回、合同点検を実施します。ただし、緊急性が高いと判断される箇所については、臨時で合同点検を行うものとします。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、対応策の協議を行います。

○合同点検の体制

- ・危険箇所ごとに、教育委員会、道路管理者、警察、等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等の通学の安全性が向上したのか等を確認するため、

- ・児童生徒等の通学状況の確認
- ・車両と歩行者の離隔を測定

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・危険箇所ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成、共有の上で、公表します。